

## 使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に係る追加確認事項等

令和元年 12月 9日  
新基準適合性審査チーム

### 全般

- ・記載の適正化（規則で使用されている用語等）、用語の統一
- ・用語の定義を適切な箇所に記載すること（放射線業務従事者など）
- ・これまでの審査会合や面談でのコメントに対する回答を含め許可基準規則への適合性を判断する上で必要な情報は、すべて申請書（添付を含む）に記載すること。適合性説明資料はあくまで審査の参考とするものである。

### 第三条（使用済燃料の臨界防止）

- ・申請書添付六の「1.2.2 使用済燃料の臨界防止」の適合のための設計方針に「使用済燃料貯蔵施設において、金属キャスクは、その内部が乾燥された状態であり、かつ、水が浸入することはないことから、バスケット及び使用済燃料集合体の変形により、臨界となることはない。このため、臨界解析においては、これらの変形を考慮する必要はない。」とあるが、その主旨を明確にすること。

### 第四条（遮蔽等）

- ・遮蔽解析に使用している断面積ライブラリ（DLC-23/CASK）について、鉄の単層透過などでは評価精度が低くなることが指摘されていることを踏まえ、JENDL-3.3等の断面積ライブラリを用いた解析結果を示すこと。
- ・申請書添付六「7.1.2 設計方針」で、「遮蔽設備に開口部又は配管その他貫通部がある場合は、必要に応じ放射線漏えいの低減措置を講ずる」としているが、具体的な貫通部箇所及び措置内容について説明すること。
- ・使用済燃料貯蔵建屋内の各区分について、基準線量率を満足していることを示す解析結果を申請書に記載すること。

### 第六条（除熱）

- ・使用済燃料集合体被覆管及び金属キャスク構成部材の制限温度の設定根拠を申請書に明記すること。
- ・申請書添付六の「3.2 設計方針」のうち除熱機能に係る設計方針で示されている構成部材の制限温度と添付六「3.3 主要設備」に記載されている長期健全性評価で熱による劣化影響で考慮しているクリープ影響を考慮すべき温度が異なっている理由を説明すること。

## 第七条（火災等による損傷の防止）

- ・申請書本文の「四、1.ロ.(5) 火災及び爆発の防止に関する構造」のうち「a.火災の発生防止」において、「使用済燃料貯蔵施設は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする」とあるが、火災の発生により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれのある設備・機器において、不燃性又は難燃性材料を使わない想定があるか。また、その場合は、どのような対応を行うのか。
- ・可燃物の持ち込み制限に関する考え方を申請書に記載すること。
- ・火災及び爆発に対する早期検知として、具体的にどのような措置が考慮されているか。
- ・防火区画を分離する防火壁以外（防火シャッター等）の性能については、どのような設計としているか。
- ・無停電電源設備について、水素を発生しない構造となっているか。（発生する場合、どのような対策を実施するか、または、対策を要しない程度の発生量か。）
- ・保温材の使用用途、動力消防ポンプがどのようなものであるか。（目的、防火水槽の容量、燃料の量等）
- ・申請書添付六「1.1.5.2(2) 火災の発生防止」において、「放射線分解等により水素が発生することもない。」とあるが、放射線分解を生じさせる放射線がないということか、または、放射線分解が生じる物質が存在しないということか。

## 第十七条（計測制御系統施設）

- ・許可基準規則では、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したときに警報する設備を要求しているが、申請書添付六「1.2.16 計測制御系統施設」の適合のための設計方針には、事業所境界付近での放射性物質の濃度及び線量の上昇に対する警報についての記載が明確でないため、考え方を説明すること。
- ・申請書添付六「1.2.16 計測制御系統施設」の適合のための設計方針には、「監視盤室等必要な箇所に警報を出す設計とする。」とあるが、必要な箇所とはどこを想定しているか。監視体制（監視場所）や警報を知らせるべき対象を踏まえて説明すること。
- ・申請書添付六「1.2.16 計測制御系統施設」の適合のための設計方針には、「安全設計上想定される事故のうち、経年変化による基本的安全機能の劣化については、巡視、放射線サーベイ、設備点検等により検知する。」とあるが、どのような経年変化による基本的安全機能の劣化を想定し、どのように検知できると考えているか説明すること。

## 第十八条（廃棄施設）

- ・申請書添付六「6.3 主要施設」で、「液体廃棄物を封入するドラム缶等の容器は、漏えい防止を考慮して密封構造等を採用する。」とあるが、“等”とは具体的にどのようなものを想定しているか。

### **第十九条（放射線管理施設）**

- ・ 許可基準規則第19条2号で要求している事業所境界付近における放射性物質の濃度を監視し、及び測定する設備を設けることに対する適合のための設計方針が添付六「1.2.18 放射線管理施設」に記載されていないが、適合のための考え方を説明すること。
- ・ 許可基準規則第19条3号で要求している必要な情報を必要な場所に表示する設備を設けることという要求に対してどのような情報をどこに表示する設計としているかを説明すること。
- ・ 申請書添付六「1.2.18 放射線管理施設」において、事故時に必要箇所をモニタリングできる設計とする旨が記載されているが、どのような事故に対し測定できる設計としているかを説明すること。

### **第二十条（予備電源）**

- ・ 予備電源から給電する必要がある設備を明確にするとともに、それらの設備を考慮して十分な容量があることを説明すること。
- ・ 申請書添付六「1.2.19 予備電源」に、「消防用設備及び退避用照明は、「消防法」等に基づく設計とする。」とあるが、「等」とは何か説明すること。また、設置している設備機器のうち、消防法等で要求している以上ものがあれば整理して説明すること。

### **第二十一条（通信連絡設備等）**

- ・ 送受話器と社内電話設備について、どのような設備であり、2つの設備の独立性（回線等）を説明すること。